

Q10 実地棚卸の立会対象場所は、どのように選定すべきでしょうか。

A10 経理部門や内部監査部門による実地棚卸の立会対象場所をどのように選定するかという、明確なルールや一般的な考え方はありません。棚卸の立会にあたり、在庫の実在性、網羅性、評価のどの観点をより重視すべきかにより、選定の判断基準は異なります。

#### 解説

・在庫が所在する全ての拠点に対して実地棚卸の立会を実施することは、時間的・人的な制約から、現実的ではありません。そのため、以下の観点を参考にして、実地棚卸の立会場所を選定し、その判断過程及び結果を文書化することが望ましいと考えられます。

##### ①実在性の観点を重視する場合

保管する在庫金額が大きな拠点から優先的に立会対象とすることが考えられます。

##### ②網羅性の観点を重視する場合

入出庫の頻度が高い拠点や、多額の在庫廃棄を行った拠点などから優先的に立会対象とすることが考えられます。

##### ③評価の観点を重視する場合

滞留在庫が多い拠点や在庫回転期間が長い拠点、劣化・陳腐化しやすい商品・製品を取り扱っている拠点などから、優先的に立会対象とすることが考えられます。

##### ④全般的な観点

上記①～③で述べた考え方を取捨選択しながら、なるべく偏りの生じないように、立会先を選定することが望ましいと考えられます。

例えば、金額的に重要な拠点や、滞留在庫が多いなど異常が生じている拠点は、必ず立会対象に選定したうえで、それ以外の拠点については、ローテーションで巡回する方法が考えられます。